

事 務 連 絡  
令 和 2 年 4 月 2 4 日

各都道府県

市 町 村 担 当 課 長 殿  
集 落 排 水 担 当 課 長 殿  
下 水 道 担 当 課 長 殿  
廃棄物処理・浄化槽担当課長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室 課長補佐  
農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課 課長補佐  
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 課長補佐  
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 課長補佐  
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐

「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」の改訂について

「広域化・共同化計画」については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月7日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに策定するようお願いしているところです。また、広域化・共同化計画の策定に向けた参考として、平成31年3月29日付け事務連絡において「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」（以下、マニュアルという。）について通知したところです。

今般、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省が連携して設置した「広域化・共同化検討分科会」における議論を踏まえ、以下の内容等を盛り込み、マニュアルを改訂しました。

- ・広域化・共同化計画の策定にあたっては、広域化・共同化への積極的な取り組みが期待される中核的な都市と周辺都市との連携や、下水道公社、日本下水道事業団などの公的機関、学識経験者等の参画による検討体制が有効であること。
- ・広域化・共同化計画が持続性向上に向けた実効的な計画となっていることを確認するため、広域化・共同化による定量的効果を踏まえて長期的な収支シミュレーションを実施するとともに、その他の定性的な効果を含め、チェックリストによる総合的な評価を行うこと。

各都道府県においては、貴都道府県内の各市町村等に周知するとともに、改訂マニュアルを参考に、引き続き広域化・共同化計画の策定に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000495.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000495.html)